

教科又は教職に関する科目

■履修上の留意事項

- 「教科又は教職に関する科目」または最低修得単位を超えて履修した「教科に関する科目」もしくは「教職に関する科目」について、併せて幼1種=10単位、小1種=10単位、小2種=2単位、中1種=8単位、高1種=16単位以上修得してください。

例えば

	最低修得単位	修得単位	
幼1種免の場合			
教職に関する科目	= 35単位	40単位	= 5単位余剰
教科に関する科目	= 6単位	11単位	= 5単位余剰
教科又は教職に関する科目	= 10単位	0単位	←

(余剰分の10単位を充てることができます)

*ただし各教科の指導法は、取得しようとする免許状の教科以外、余剰単位として充てることはできません。

幼稚園1種免許状の場合の例

	教職に関する科目 (35単位以上)	教科に関する科目 (6単位以上)	教科又は教職に関する科目 (10単位以上)
A	修得単位数 35単位	修得単位数 6単位	修得単位数 10単位
B	修得単位数 39単位 余剰単位数 (4単位)	修得単位数 8単位 余剰単位数 (2単位)	修得単位数 4単位 余剰単位数 (6単位)
C	修得単位数 40単位 余剰単位数 (5単位)	修得単位数 11単位 余剰単位数 (5単位)	余剰単位数 (10単位)

「教科又は教職に関する科目」の単位の修得方法は、A・B・Cいずれの方法でも可。

免許法施行規則66条の6に定める科目

■履修上の留意事項

「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」の各カテゴリーから、学部・学科ごとに定められている科目を合計8単位以上修得すること。

*余剰単位があったとしても、「教科又は教職に関する科目」等に充てることはできません。